

## 独立行政法人大学入試センター公印規則

〔平成13年4月1日〕  
規則第28号

改正 平成14年3月29日規則第11号  
改正 平成16年3月25日規則第18号  
改正 平成18年4月1日規則第5号  
改正 平成19年3月30日規則第9号  
改正 平成21年3月30日規則第11号  
改正 平成29年3月31日規則第4号  
改正 平成31年3月31日規則第42号  
改正 令和4年3月31日規則第18号

### 独立行政法人大学入試センター公印規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センターにおいて使用する公印に関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 公印とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正であり、かつ、効力を有することを認証することを目的とする。

(公印の作成、改刻又は廃止)

第3条 公印を作成、改刻又は廃止するときは、理事長の承認を得なければならない。

(公印の種類、公印管守責任者等)

第4条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。

2 公印管守責任者は、公印に関する事務を総括するとともに公印の管理に関し公印管守担当者を監督する。

3 公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理するとともに公印が使用されないときは、それを確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

4 公印管守責任者は、公印台帳（別記様式）を備え、これに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

(公印の使用等)

第5条 公印の使用を必要とする場合は、押印を受けようとする文書に原議書を添えて、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守担当者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、押印を受けようとする文書と決裁済みの原議書とを照合したうえで、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守担当者は、その押印に立ち会わなければならない。

(公印の使用の特例)

第6条 特別の事情により、押印を受けようとする文書に決裁済みの原議書を添えることができないときは、その理由を付して公印管守責任者に公印の使用を請求することができる。

2 公印管守責任者は、前項の請求の理由が適正であると認めたときは、公印の使用を承認するものとする。

3 公印管守担当者は、前二項の規定により公印を使用させたときは、決裁済みの原議書の確認等必要な事後措置をすみやかにとるものとする。

(公印の印影印刷)

第7条 一定の字句からなる法人文書で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者が支障ないと認めたときは、その公印の印影を当該法人文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(公印の事故)

第8条 公印管守責任者は、公印に盗難その他の事故が生じたときは、速やかにその旨を理事長に報告するとともに、適切な措置をとらなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。